

西新井大師特別景観形成地区の景観形成基準に対する適合状況説明書
（開発行為）

※ 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

木竹の保全または適切な植栽

敷地内に、樹高が10m以上かつ幹周り1.2m以上、または樹高15m以上の樹木や地域のシンボルとなる樹木がある場合は、それらの保全に適切な植栽土地面積の確保に努める。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄